

日常生活用具のストマ用装具と紙おむつの申請が年1回になります。

現在、3月と9月の年2回申請いただいておりますが、令和3年度から、年1回（7月）に変更します。そのため、次回の令和3年3月の申請に関しては令和3年4～7月分までの決定を行いますので、申請には4か月分の見積書を添付ください。（※従来申請書のみ提出し、取扱い業者が代わりに市に対し見積もり書を提出していた方については、従来どおり取扱い業者が市に直接見積書を提出します。）

※令和3年7月の申請時以降は1年分の見積書を添付していただきます。

	現在	変更後
申請時期	年2回（3月、9月）	<u>年1回（7月）</u>
支給券	年2枚 ① 4月～9月決定分 ② 10月～翌年3月決定分	年2枚 ① <u>8月～翌年1月決定分</u> ② <u>翌年2月～7月決定分</u>

※支払いについては従前どおり年2回となります。（通常は取扱い業者の代理受領のため、取扱い業者が申請者の委任を受けて市に請求書を提出します。）

【制度変更のイメージ】

